

地方の課題解決を支援する補助事業の 制度創設等について

【担当省庁】国土交通省

複数年にわたり、計画的かつ集中的な投資が必要となる以下の事業について、補助事業の創設及び制度拡充をしていただきたい。

①他機関との連携事業

- ・国や隣接府県、鉄道事業者が実施する事業と連携して実施する必要がある事業について、新たな補助制度を創設

②重要物流道路等整備事業

- ・重要物流道路に加え、代替・補完路に指定された区間の改良・機能強化を補助対象に追加

③既設ICアクセス道路事業

- ・広域道路網のストック効果を高める既設ICへのアクセス道路整備について、補助対象に追加

④大規模修繕・更新事業

- ・特定構造物改築事業（老朽化する排水機場等の大規模な設備更新）について、新たな補助制度を創設していただきたい。

【現状・課題等】

①他機関との連携事業

以下のような連携事業において、事業費の計画的確保ができない場合、他事業の工事休止、効果発現の遅れ、事業化の見合わせ等の課題が発生

- ・河川事業や直轄道路事業等と密接に関連する地方道整備
- ・両府県の確実な事業費確保が必要となる府県境におけるトンネル・橋梁整備等
- ・鉄道の複線化等による駅の機能向上に合わせたアクセス道路整備
- ・踏切道改良促進法に基づく踏切道の改良

②重要物流道路等整備事業

重要物流道路とともに、脆弱区間の代替や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完を担う、「代替・補完路」の機能強化も一体的かつ計画的に実施すべき

③既設ICアクセス道路事業

IC周辺部の開発動向や基盤整備状況を踏まえ、短期間で集中的に「既設IC」へのアクセス道路の強化等に対応する必要あり

④大規模修繕・更新補助事業

排水機場の老朽化が進行しており、計画的更新に向けては集中的予算措置が必要

京 都 府 の担当課	建設交通部 道路計画課(075-414-5246) 河川課(075-414-5282)
---------------	--

■令和元年度の新規個別補助制度

- ・空港・港湾等のアクセス道路整備等として、「重要物流道路」の整備について計画的かつ集中的に支援する個別補助事業化【道路局】
- ・主体の異なる事業間の連携促進、事前防災対策強化のため、事業間連携及び抜本的対策（大規模事業）について、個別補助事業化【水管理・国土保全局】

■補助事業の制度創設、拡充等

	項 目	現行補助対象	要 望 事 項	主 な 要 望 箇 所
①	他機関との 連携事業	なし	国、隣接府県、鉄道事業者事業等との連携事業に対し、計画的、集中的に事業費が確保できる新たな補助制度の創設	【府事業】 ・国道 429 号（榎峠、兵庫 県との府県境） ・国道 175 号等（由良川関連） ・向島宇治線（JR奈良線複 線化関連） 【市町村事業】 ・宇治田原山手線（新名神 高速道路関連） ・引土境谷線（国道 27 号西 舞鶴道路関連） ・法指定踏切※ 7 路線
②	重要物流道 路等整備事 業	重要物流道路	代替・補完路を補助対象に追加	【府事業】 ・池辺京田線（舞鶴西ICアクセス） ・国道 175 号等（由良川関連）
③	既設ICアク セス道路事 業	高規格幹線道路及び 地域高規格幹線道路 の「新設IC」等への アクセス道路整備	「既設IC」へのアクセス道路整備事業を補助対象に追加	【府事業】 ・国道 423 号（法貴バイパス） ・小倉西舞鶴線（白鳥トンネル）
④	大規模修 繕・更新事 業	なし	排水機場等の大規模設備更新の新たな補助制度を創設	【府事業】 ・西羽東師、新川、城陽の 各排水機場

※踏切道改良促進法に基づき、踏切改良事業を実施又は実施予定の市町道

科手土井線（八幡市）、僧坊前川線、舟僧坊線（以上、精華町）

菟道志津川線（宇治市）、宮代豊里線（綾部市）、103 号線、210 号線（以上、城陽市）

令和元年度当初予算（交付金）： 内示額／要望額＝170 百万／446 百万＝38 %